

## 宜野湾市有料広告掲載等に関する基本方針

### 1. 趣旨

この指針は、宜野湾市の自主財源の確保、地域経済の活性化及び市の保有する資産の有効活用を目的に、有料広告掲載等に関する取扱いについて必要な事項を定める。

### 2. 広告掲載等の対象

市の保有する資産のうち、広告媒体として活用可能なものについては、広告掲載に努めるものとする。

ただし、市長が適当でないと認めるものについてはこの限りではない。

### 3. 広告掲載者の資格

広告を掲載することができる者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う者
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのある事業を行う者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業を行う者
- (4) 納付すべき各種税金等を現に滞納している者
- (5) その他広告掲載者として適当でないと市長が認める者

### 4. 広告掲載等の基準

広告は、次のいずれの要件にも該当しないことを原則とする。

- (1) 当該広告媒体の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動及び個人、団体等の意見広告や宣伝に関するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの
- (6) その他市長が広告掲載として適当でないと認めるもの

### 5. 広告の規格等及び広告収入予定価格

広告の規格、数量、位置並びに広告収入予定価格は、広告媒体ごとに定めるものとする。

## 6. 広告の募集方法

### (1) 市が直接募集する方法

広告媒体に掲載する広告は、市の広報、ホームページ等により、市が直接広告主を募集するものとし、募集は原則として公募とする。

### (2) 広告取扱業者に広告のあっせんをさせる方法

市は、適切な方法により選定した広告取扱業者に広告のあっせんをさせることができる。その場合、市は広告取扱業者が広告のあっせんをしていることを市の広報、ホームページ等により周知するものとする。

広告取扱業者は、広告のあっせんを行うときに、広告掲載等を希望する事業者を排除しないことを原則とする。

### (3) 企業等からの提案による方法

市は、民間企業等から新たな広告媒体に対する提案を受けることができる。ただし、ネーミングライツ事業の対象施設は除く。

## 7. 広告掲載等の決定

広告掲載等の決定にあたっては、次に掲げる事項により行うこととする。

### (1) 市が直接広告主を募集した場合

申込者の数が募集する掲載広告の数を超えたときは、原則として抽選により掲載広告を決定する。

### (2) 広告取扱業者に広告のあっせんをさせた場合

掲載広告を決定するにあたっては、広告取扱業者は市と協議を行う。

### (3) 企業等からの提案による場合

提案を決定するにあたっては、提案を受けた所管課等の長と企業提案制度主管課長において審査を行う。

## 8. 広告掲載等の取消

(1) 3、4で定めている広告掲載等の資格及び広告掲載等の基準の要件を満たしていない場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(2) 広告掲載者は、市が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

## 9. 広告審査会の設置

(1) 所管部長は、広告掲載の可否について疑義が生じた場合など、決定又は取消に際し必要がある場合は、広告審査会を設置することができる。

(2) 広告審査会は、広告媒体を所管する部の部長を会長に、所管部の次長及び関係課長等で構成することを原則とする。

#### 10. 広告掲載料の納付

広告掲載者は、広告の掲載が決定した後、市長の指定する期日までに広告掲載料を納付するものとする。

#### 11. 広告掲載料の還付

広告掲載料は還付しないことを原則とするが、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、その一部又は全部を還付することができる。

#### 12. 広告を掲載した印刷物等の提供を受ける方法

市は、適切な方法により選定した広告取扱業者から、広告を掲載した印刷物等の提供を受けることができる。

この場合において、印刷物等に掲載できる広告掲載者、広告掲載等の基準及び広告掲載の決定等については、3、4、7の規定による。

#### 13. その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は広告媒体ごとに別に定めることとする。

#### 附 則

この方針は、平成29年10月18日から施行する。